

中京大学英米文化・文学会規約

- 第1条 本会は中京大学英米文化・文学会と称する。
- 第2条 本会は英語・英米文化・文学に関する研究および関連分野における学生の教育指導を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- イ、研究会・講演会の開催および開催補助
 - ロ、一般会員の研究活動支援
 - ハ、学部学生および大学院生会員の教育指導に関する事業
 - ニ、機関誌等の刊行
 - ホ、その他、必要と認められる事業
- 第4条 本会は少なくとも年1回の総会と、必要に応じて臨時総会を開催し、重要事項を決定する。
- 第5条 本会の事務所は中京大学国際英語学部英米文化学科研究室内に置く。
- 第6条 本会は下記の会員をもって構成する。
- イ、本学国際英語学部英米文化学科教員
 - ロ、本学大学院文学研究科英文学専攻在籍生及び修了生
 - ハ、本学国際英語学部英米文化学科学生及び卒業生（旧文学部英文学科卒業生を含む）
 - ニ、その他、本会の趣旨に賛同し、且つ本会の承認を受けた者
- 第7条 本会会員は所定の会費を納める。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
- イ、会長1名（専任教員） 会長は本会を代表する。

- ロ、幹事若干名（専任教員、大学院英文学専攻学生、国際英語学部英米文化学科学生）
幹事は本会の運営にあたる。但し、国際英語学部英米文化学科学生幹事は各学年より選出する。
- ハ、会計監査若干名（専任教員）
会計監査は財務を監査し、総会に報告する。
- ニ、編集委員若干名（専任教員）
機関誌の編集に関する作業を行う。

- 第 9 条 役員は会員資格を持つ会員中より選出することとし、総会の承認を必要とする。
- 第 10 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 11 条 本会の経費は下記をもってあてる。
 - イ、会費
 - ロ、中京大学よりの助成金
 - ハ、寄付金
 - ニ、その他
- 第 12 条 本会の会計は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

[付則]

- 第 1 条 会費は年額 2,000 円とする。但し、学生会員（大学院英文学専攻学生および国際英語学部英米文化学科学生）は 1,000 円とする。
- 第 2 条 会費を 3 年以上滞納した者は会員としての資格を失う。但し、学生会員は、在籍中は会員資格を保証される。
- 第 3 条 本規約は、総会において出席者 2/3 の同意を得て改訂することができる。
- 第 4 条 本規約は平成 17 年 4 月 1 日より実施する。